

県産木材使用 特記仕様書(島田土木事務所版)

- 1 本工事において、使用する木材（工事目的物や指定仮設として契約図書で指定されているもの）は、原則として「静岡県産材」とし、それに依りがたい場合は監督員と協議するものとする。また、丁張や型枠などの仮設資材や現場管理資材等で使用する木材で契約図書に指定がないものであっても、可能な限り「静岡県産材」を使用するものとする。
- 2 「静岡県産材」は「静岡県産材（購入材）」と「静岡県産材（現地発生材）」に大別する。
「静岡県産材（購入材）」とは、静岡県内で伐採された原木を県内で加工したスギ・ヒノキ等の丸太及び製材品等の木材並びに静岡県内で伐採されたスギ・ヒノキ等の原木を4で定める「県産材取扱業者」が県外で委託加工等により製造した合板・集成材・圧縮木材・熱処理木材等をいう。
「静岡県産材（現地発生材）」とは、本工事現場内で伐採された原木を現地で加工した木材をいう。
- 3 本工事において、「静岡県産材」を使用した場合は、「静岡県産材の利用報告に関する特記仕様書」に基づき県産材利用報告書を作成し、工事完成届に添付するとともに、監督員に報告様式のデータ（エクセルで作成されたもの）を提出（メール送信も可）するものとする。
また、「静岡県産材（購入材）」を使用した場合は、静岡県産木材であることを証明する書類として、「県産材販売管理票」（副）を完成検査までに監督員に提出するものとする。
- 4 「県産材販売管理票」は、静岡県木材協同組合連合会の「静岡県木材業者登録簿」に登録し、「県産材取扱業者」として認定された者、又は知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者より木材等を購入し発行を受ける。
- 5 施工計画書の主要資材の項目に木材の購入業者名を明記する。
- 6 工事材料使用承諾書には、木材購入先が「県産材取扱業者」の場合は県産材取扱業者認定書の写しを添付する。また、知事が「県産材販売管理票」の交付を行った者の場合は、発行番号が記載された内容未記入の「県産材販売管理票」の写しを添付する。ただし、小規模工事は監督員が工事材料使用承諾書の提出を求めた場合に限り、提出することとする。